

# 大網ロータリークラブ

## Club Weekly Bulletin

■クラブ創立：2000年1月13日  
 ■例会日：毎週水曜日（12：30～13：30）  
 ■例会場：中部コミュニティセンター TEL0475-73-3337 FAX73-4360  
 ■事務所：〒299-3251 大網白里町大網450-6 ユアサビル2階 TEL0475-70-0200  
 ■会長：宮間 文夫 幹事：大越 将司  
 ■広報・公共イメージ向上委員会 委員長 石田 英世 副委員長 小高 徹



2019年3月20日(水)

第20巻 第33号

通巻第894

http://www.oamirotary.com  
 E-mail rc@oamirotary.com



### 本日の例会

点 鐘 会長 宮間 文夫  
 ソング 手に手つないで  
 会長挨拶 会長 宮間 文夫  
 幹事報告 幹事 大越 将司  
 会員卓話 板倉 孝雄 会員  
 「スリランカ支援2019」



例会日	3月13日	2月27日
会員数	30	30
出席	18	16
欠席	12	14
MU	0	4
免除	0	1
出席率	60.00	70.00

### 会長挨拶

宮間 文夫 会長



皆さん、こんにちは！ いかがお過ごしでしょうか？  
 もう春ですね。学校は卒業式、大相撲春場所も始まっています。  
 私は、春の選抜高校野球が始まると春だなあと毎年感じます。  
 先日、プリティー長嶋さんと千葉経済高校の松本監督と食事をしました。  
 今シーズンジャイアンツに移籍した丸選手を育てた事や、原監督と同期と  
 という事など、何しろ桜美林高校の甲子園優勝ピッチャーですからね。  
 ジャイアンツの阿部真之助の父親は私の2学年下で、阪神の掛布雅之と同  
 級生ですが、松本さんも阿部さんも私と共通していた考えは、子供は、ほったらかしというお菓子を与える  
 という事でした。球春、今年は母校の習志野高校が出場するので、活躍を期待します。

さて、今後3月27日の移動例会、4月20日の地区研修協議会とございます。楽しみにしております。  
 本日は、市の出前講座で「消費者トラブルに気を付けて」と題しまして卓話をいただけるという事ですので、  
 どうぞ宜しくお願い致します。  
 それでは、会員の皆様におかれましては、ご自愛下さいまして、ご活躍下さいますようご祈念申し上げます。  
 ありがとうございました。

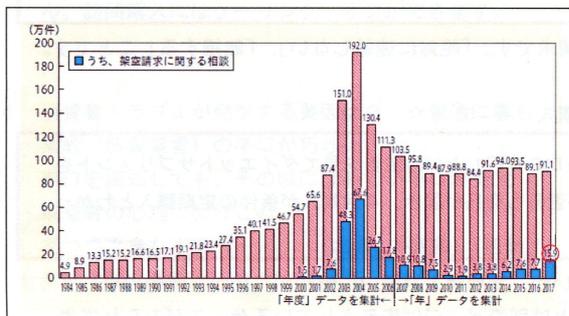
### 卓話

大網白里市 出前講座



### 消費者トラブルに気を付けて

1. 消費生活センターとは  
 消費生活センターは、商品やサービスに関する契約や製品による事故等の  
 相談ができる地方公共団体が法律に基づいて設置している公的機関です。  
 消費生活相談員が助言やあっせん、情報提供をしています。  
 相談は無料、秘密は守られます。
2. 消費生活相談件数の推移 消費者庁平成30年版白書より



- ・2017年の受付件数は91.1万件。
- ・架空請求に関する相談が15.9万件。
- ・高齢者（65歳以上）に関する消費生活相談件数は、26.6万件、全体の約29%。
- ・商品・サービス別では通信サービス（ウェブサイトを利用したデジタルコンテンツ）が24.7万件。
- ・千葉県の受付件数は、49,001件。

### ②大網白里市の消費生活相談受付件数の推移 (千葉県消費者センター 事業のまとめより)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
大網白里市	15	9	31	70	87	90	110	188	246
県セン	204	236	224	205	207	222	190	149	178
合計	219	245	255	275	294	312	300	337	424

年度別開設日 21：毎週水曜、22：第2・4水曜 23：毎週水曜 24～27：水・金曜  
 28年度消費生活センター開設 月・火・水・金 29年度から16時まで

## 幹事報告

大越 将司 幹事 より



米山記念奨学委員会  
委員長 富 一美 様 より

卒業生（終了生）の皆さんは、3月9日（土）無事に卒業となりました。奨学生の皆さんを、心の通った支援で支えてこられた、カウンセラーの皆様や世話クラブの皆様へ心から感謝を申し上げますとともに、お喜び申し上げます。

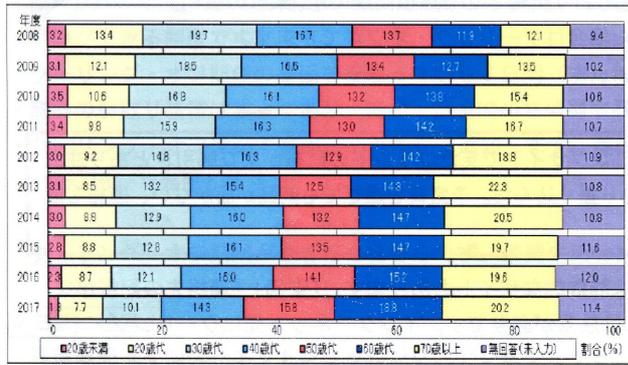
終了式の際に、皆様にご覧いただいた「2018学年度米山奨学生の1年」のビデオを世話クラブ様並びにカウンセラー様にシェア致します。

米山奨学生のビデオを見たい方は事務局までご連絡下さい。

## ナディーシャさん卒業式



## ③ 相談者の年代別割合 国民生活センター2017年度より



- ・60歳代の相談が増え、60歳代と70歳以上の相談が2007年度20.6%から39%と約1.9倍に増えている。
- ・2017年度 20歳未満1.8%→20歳代7.7%→30歳代10.1%
- ・20歳代になると20歳未満に比べ、相談の割合は約4倍に増加。成人した**若者がターゲット!**

★成年年齢の引き下げが2022年4月1日より民法の改正で20歳から18歳になる。「未成年者取消権」が使える年齢が引き下げられ、高校生、中学生のうちから実生活に結びついた知識が必要。

### <悪質商法>

#### ①架空請求はがき

心当たりのない「総合消費料金に関する訴訟最終告知」とか書かれた葉書が届いた。裁判取り下げ最終期日が明日の日いち。連絡しないと給与や不動産の差し押さえ等書いてある。

☆これは公的機関を装った架空請求です。「絶対に連絡しない」「無視する」ことです。

#### ②「お試し」のつもりが定期購入

スマートフォンで「お試し価格500円」という広告を見てダイエットサプリメントを注文した。1回限りだと思ったが翌月も商品が届き、4回購入が条件の定期購入とわかった。

☆定期購入が条件になっていないか、定期購入期間内に解約が可能か、解約の申し出方法等を確認すること。注文画面とは別のページに表示されているケースがみられます。

※販売業者には申込・確認画面に定期購入である旨、支払総額、契約期間、商品の引き渡し時期等を表示する義務があります。

#### ③屋根の無料点検

「屋根の無料点検」と言われて業者が訪ねて来た。点検後、「台風がきたら屋根がもたない、今すぐ修理が必要!」と告げられた。不安になりその場で高額な修理工事を契約してしまった。よく考えたら本当に修理が必要なのかどうかわからない。

☆無料と称して訪問し、不安をあおり契約させる点検商法です。業者の説明をうのみみせず、慎重に。訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができます。

#### ④ネットショッピングの商品が届かない

スマートフォンからショッピングサイトで見たブランドの財布が70%引きとあり注文した。代金を前払いするようあり振り込んだ。予定日を過ぎても商品が届かない、連絡も取れない。

☆ネットショッピングの中には詐欺的なサイトもあります。「安価」「連絡先の記載がない」「不自然な日本語」等には注意が必要です。インターネット売にクーリング・オフ制度はありません。販売店名・住所、返品可否等も確認しておきましょう。

#### ⑤訪問購入

「不用品があれば買い取る」と電話があり来てもらった。業者は用意しておいたものはざっと見るだけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えたが、しつこく言うので仕方なく金のネックレスを見せたら、2千円で買い取ると言い、怖くて売ってしまったが返してほしい。

☆購入業者は、突然訪問して勧誘することはできません。前もって電話等で連絡した場合でも消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について買い取りはできません。訪問購入にはクーリング・オフができません。

### 見守り→気づき→声かけ→つなぎ

- ・大網白里市消費生活センター ☎0475-70-0344  
月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 大網白里市中央公民館 相談室
- ・千葉県消費者センター ☎047-434-0999  
月曜~金曜日 9:00~16:30 土曜日 9:00~16:00(日曜・祝日・年末年始を除く)

・消費者ホットライン  
☎188「イヤヤ泣き寝入り」